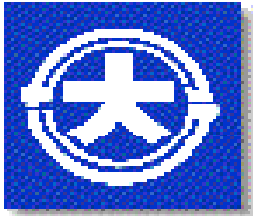
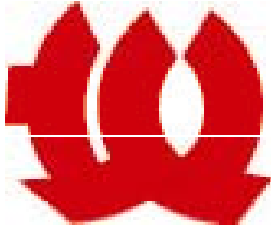


協定項目	1 5	慣行の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
項 目	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
町 章			
町民憲章	昭和 55 年 11 月 3 日制定 (前文) わたくしたちは、日本海の潮さいを生活の調べとして育った大成町民です。 恵まれた自然と先人の偉業を誇りとし、力をあわせ住みよい町をつくることに努めます。 (本文) ○健康で明るい大成町民 心なごむ町 ○生産に励む大成町民 伸びゆく町 ○きまりを守る大成町民 平和な町 ○自然を生かす大成町民 美しい町 ○文化を創る大成町民 豊かな町	昭和 44 年 5 月 20 日制定 (前文) わたくしたち日本海に生きる瀬棚町民は、三杉の岩のように風雪に耐え、きびしい自然を克服した先人のたくましい開拓の精神をうけつぎ、誇りと責任をもち、心と力をあわせ、希望にみちた町づくりのために、この憲章を定めます。 (本文) 健康で、明るく楽しい家庭にしましょう。 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。 きまりを守り、住みよいまちにしましょう。 自然を愛し、美しいまちにしましょう。 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。	昭和 60 年 10 月 15 日制定 (前文) わたくしたちは、秀峰狩場連山と雄大な日本海にいだかれ、みどり豊かな大地にはぐくまれた、希望あふれるまちの北檜山町民です。 わたくしたちは、先人のたくましい開拓魂をうけつぎ、よりよい町の発展としあわせを願い責任と誇りをもって、この実現のために憲章を定めます。 (本文) 1 きまりを守り、思いやりのある住みよい町をつくります。 1 たがいに学び、教養をつみ、かおり高い文化の町をつくります。 1 ひとりひとりが元気ではたらき、健康で豊かな町をつくります。 1 やまとうみに親しみ、環境を生かした美しい町をつくります。 1 まごころをもって、郷土を愛し、力をあわせ、伸びゆく町をつくります。

項 目	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
町 花 、 町 木 等	町木 オンコ（イチイ科） 町花 エゾヤマツツジ（ツツジ科）	町木 イタヤカエデ 町花 ハマナス 町鳥 カモメ	町木 オンコ 町花 スイセン 町鳥 カッコウ 町民の歌 北檜山町民の歌
宣 言	交通安全宣言	—	スポーツと文化の町 交通安全宣言 暴力排除の町 防犯活動推進の町
行 事	1 新年交礼会 — 2 成人式 8月14日実施 3 町表彰式 11月 1日実施	1 新年交礼会 1月 6日実施 2 成人式 8月14日実施 3 町表彰式 11月 1日実施	1 新年交礼会 — 2 成人式 1月7日実施 3 町表彰式 11月3日実施
表 彰	●町表彰 1 表彰の種類 （1）功労表彰 （2）勤続表彰 （3）栄誉表彰 （4）善行表彰 2 優良勤労青少年顕彰 大成町内に居住する勤労青少年で勤労意に富み、自立心豊かで他の模範となる行為あったものを顕彰し、もって町開発の担いとしての自覚と責任感の高揚に資すること目的とする。	●町表彰 1 表彰の種類 （1）功労表彰 （2）勤続表彰 （3）善行表彰	●町表彰 1 表彰の種類 （1）功労表彰 （2）勤続表彰 （3）善行表彰

項 目	大 成 町	瀬 棚 町	北 檜 山 町
	3 名誉町民顕彰 町の行政及び産業経済の発展若しくは教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受けると認める者に対して大成町名誉町民の称号及び名誉町民章を贈る。 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。 ●教育委員会表彰 教育功績者表彰	— ●教育委員会表彰 教育職員表彰	2 名誉町民顕彰 町の行政及び広く地域社会の開発振興、産業経済の発展若しくは教育文化の興隆その他町民の福祉の増進に貢献し、その功績が卓絶であり、深く町民の尊敬を受けると認める者に対して北檜山町名誉町民の称号を贈る。 名誉町民に対して、名誉町民推挙状及び名誉町民記章を贈る。 名誉町民は、町長が議会の同意を得て決定する。 ●教育委員会表彰 (1) 教育功績者表彰 (2) 社会教育表彰（団体・個人） (3) 優良勤労青少年表彰
キャッチ フレーズ	—	—	花と緑と温泉のまち

慣行の取扱いの先進事例

群馬県^{かな}神流町（15.4.1合併）

各新町において新たに検討組織を設け、制定・選定等を行います。
各種伝統行事は従来どおりとし、行政主導のイベント等は整理・統合を検討します。

町章、花・鳥・木や憲章などは、新町のローカルアイデンティティを高めるために必要なものですし、新町においてじっくり検討すべきものです。
町村の各種宣言についても、必要があれば新町で再度、議会の議決を受けて宣言することになります。
地域の行事などの各種伝統行事は、地域の歴史・文化を守るという趣旨から継続するよう地域に委ねるものとし、行政主導で実施しているイベント等は新町の一体性を醸成する意味から、できるだけ整理・統合を行うべきです

山梨県富士河口湖町（15.11.15 合併）

新町の花・木・鳥・獣、キャッチフレーズ、憲章及び宣言については、新町において検討委員会を設置し、協議・決定する。
新町の町章については、合併時までに決定する。

応募作品から、富士河口高校と河口湖美術館から協力をお願いし、専門的視点から美術科の教員、美術館学芸員の参加してもらい「新町町章選考委員会」を設置し5候補に絞り込み、協議会にて委員の投票で決定した。

新潟県佐渡市（16.3.1 合併）

- 1 市章は合併時までに公募し協議会で決定する。
- 2 市民憲章は合併後、新市において制度化を図る。
- 3 市の花、木、鳥、魚は、新市において制度化を図る。

石川県かほく市（16.3.1 合併）

新市の市章、市の花・木・鳥、市民憲章、市の歌、市の踊り、市のキャッチフレーズ、市のキャラクターマークは新市において検討する。
合併調印後、市章の図案を公募し図案選定委員会において採用候補作品5点を選考し、協議会において選定した。

福井県あわら市（16.3.1 合併）

- 1 市章は、合併の日までに定める。
- 2 市の花・木・鳥、市のコミュニケーションマーク及び市民憲章は、新市において検討する。
市章候補選定小委員会を設置し、市章を公募し、その中（応募９５１点）から（財）福井県デザインセンターにて５０点を１次選定後、アドバイザーの助言から７点を２次選考とした。市章候補について、特許庁の特許電子図書館に類似デザインのＰＣ検索及び全国自治体マークの調査を実施後、同一デザインはなかったので小委員会として選定し、協議会において決定した。

新潟県阿賀野市（16.4.1 合併）

- 1 市章は、合併前に新たに定める。
- 2 市民憲章は、新市において新たに定める。
- 3 市の花、市の木、市の鳥等は、新市において新たに定める。
- 4 名誉市民制度は、新市において、安田町の制度をもとに新たに定める。
- 5 宣言関係は、新市において、新たに定める。
- 6 磐越自動車道沿線市町村標識については、合併前に新たに定める。ただし、安田町の当該標識は、旧安田町地区のシンボルマークとして、新市に引き継ぐ。

長野県東御市（16.4.1 合併）

新市の市章は、合併までに新たに定め、市民憲章、市花・市木等は、新市において新たに定める。

愛媛県西予市（16.4.1 合併）

- 1 市章については、合併後公募により制定する。
- 2 市民憲章・市の花・木・鳥等については合併後制定する。
- 3 まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに制定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。まちづくりキャッチフレーズ等については、総合計画の策定と併せて新たに制定する。
- 4 宣言については、合併後新たに制定する。
- 5 市の歌については、合併後必要に応じて制作する。旧町の歌はそのまま存続するものとする。
- 6 名誉市民制度については、合併時に制定する。ただし、名誉町民については、すでに各町において功績を称えるため、その称号を贈っていることから、待遇及び特典等については、合併時に調整する。
- 7 表彰については、合併後速やかに制度化を図る。
- 8 慣行行事・イベントについては、原則として現行どおりとするが、合併後調整する。

調整の内容 (例示)

協議事項	慣行の取扱い	檜山北部3町合併協議会資料
調整内容	1 町章、町民憲章、町の花、町の木、町の鳥の取扱いについては、新町において新たに定める。 2 北檜山町民の歌については、旧町の愛唱歌として伝承していくものとする。 3 宣言は、新町において新たに定める。 4 慣行行事は、新町において新たに定める。 5 表彰制度については、合併後速やかに定める。 ただし、現在の名誉町民については、旧町の例により新町に引き継ぐ。 6 キャッチフレーズ等については、新町において新たに検討する。	